

## ◆ デザイン協議の対象

- 建築物 : 新築、増築、改築、大規模な修繕又は外観の変更
- 広告物 (\*) : 表示または設置、内容の変更またはその改造もしくは移転

### \* デザイン協議の対象となる広告物について

デザイン協議の対象となる広告物は以下の全ての要件を満たしているものです。

※営利的なものだけでなく、文字で表示されていない絵、商標、シンボルマーク等もその表示する内容にかかわらず協議対象となります。

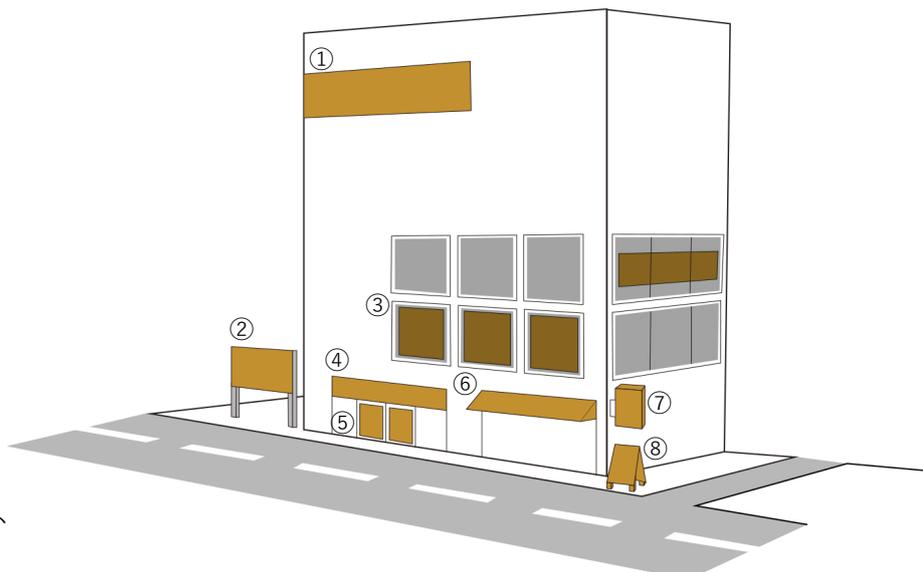
- (A) 常時、又は、一定の期間継続して表示されるもの（催事やセール等を含む）
- (B) 屋外に表示されるもの（窓面の内側から表示されるものを含む）
- (C) 看板、はり紙、建物等に掲出・表示されるもの、またこれらに類するもの

### <協議対象となる広告物の例>

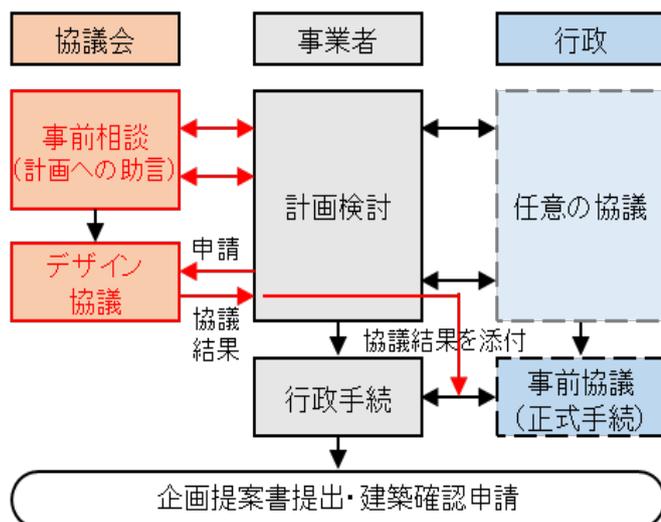
- ① ビル名称等の壁面広告
- ② 地上に設置する看板
- ③ 窓面の内側から表示する広告
- ④ 壁面を利用した広告板
- ⑤ 窓面に張り付ける広告
- ⑥ オーニングを利用した広告
- ⑦ 突出看板
- ⑧ 立看板

この他にも対象となるものがあります

例) はり紙、バナー、のれん、袖看板、  
地上広告塔、映像装置付き広告、  
仮囲いに表示する広告、等



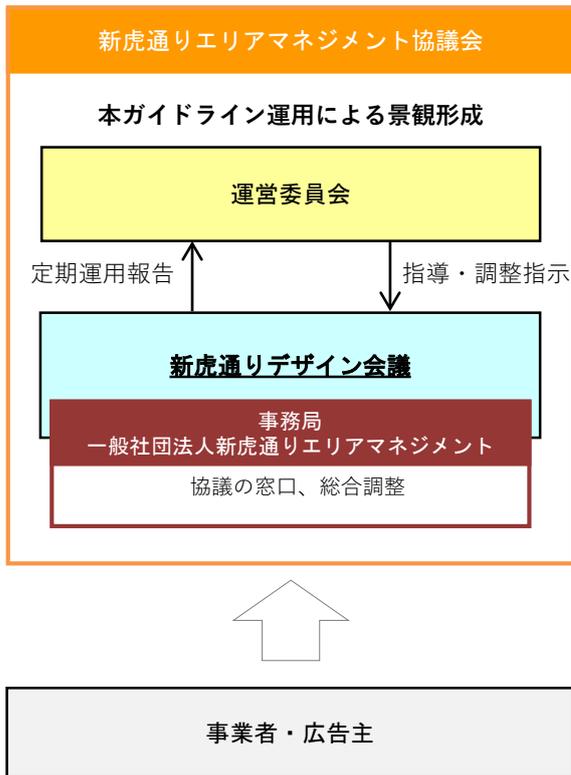
## ◆ デザイン協議のフロー（概略）



- 事業者は、計画の検討過程において、エリアマネジメント協議会と事前相談およびデザイン協議を行う。
- 事業者は、デザイン協議の結果を行政手続き書類に添付する。

### \* デザイン協議のポイント（建築物の場合）

構想・計画段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新虎通りらしさをどう考え、工夫するか</li> <li>・ファサードの分節とデザインの方向性</li> <li>・にぎわい創出の考え方（「新虎通りステージ空間」の方向性）</li> <li>・夜間景観の演出、照明計画 等</li> </ul>
施工段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サイン等、屋外広告物の掲出方針</li> <li>・アクティビティの考え方（竣工後の空間利活用の方向性） 等</li> </ul>



#### ◆ 運用体制

- ・「新虎通りデザイン会議」として有識者で構成される組織を設置する。
- ・新虎通りデザイン会議は、本ガイドラインに基づき、協議・審査を実施する。
- ・新虎通りデザイン会議は、運営委員会に対して定期的に運用状況を報告する。
- ・運営委員会は、運用状況報告を受け、運用等に調整が必要と判断される場合は、新虎通りデザイン会議へ指導/調整指示を行なう。
- ・また、必要に応じて本ガイドラインの改定も検討する。

#### ◆ デザイン協議のフロー

- 事業者は、計画の検討過程において、新虎通りデザイン会議と事前相談を行う
- ・事業者は、正式な行政手続に入る前に新虎通りデザイン会議へ申請し、計画案に対する協議を行う
  - ・新虎通りデザイン会議は、協議申請書および添付書類に基づき、計画が本ガイドラインを踏まえたものとなっているかを協議
    - ※ 協議申請書添付書類  
各階平面図・立面図（4面）・断面図（2方向）、  
配置平面図・現況写真等、低層部断面図等、外観パース等
  - ・事業者は、デザイン協議の結果を行政手続き書類に添付する
    - ※ デザイン協議は、計画・設計等の熟度に応じ、構想・計画段階、設計段階、施工段階のそれぞれで行う

（申請先）

新虎通りデザイン会議 事務局

〒105-0003 東京都港区西新橋二丁目18-7

電話：03-6809-1434 FAX：03-3433-8681 Mail：shintora@ur-net.go.jp

※ 計画の内容が固まる前に、用途やデザイン案ができたタイミングを目安に、新虎通りデザイン会議への相談をお願いします。

#### ◆ 景観ガイドライン詳細

景観ガイドラインは当協議会のホームページでご覧いただけるほか、事務局にて配布しております。ご希望の方は事務局までお問い合わせください。

URL : <https://shintora-am.jp/>（新虎通りエリアマネジメント協議会ホームページ）

事務局 : 平日9:30~17:00（東京都港区西新橋二丁目18-7）

お問い合わせ先	<事務局>	一般社団法人新虎通りエリアマネジメント 東京都港区西新橋二丁目18-7
	X	電話 : 03-6809-1434、FAX : 03-3433-8681 Mail : shintora@ur-net.go.jp